



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

- 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件 (国家公安委五)
- 電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件 (総務三九)
- 統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の解除を同法第七条の規定に基づき公示する件 (同四〇)
- 国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件 (外務一八)

(公告)

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、令和元年度高圧ガス製造保安責任者試験等(経済産業大臣及び都道府県知事が行わせることとした試験)・液化石油ガス設備士試験(都道府県知事が行わせることとした試験)の実施関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告示

○ 国家公安委員会告示第五号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年五月二十四日

国家公安委員会委員長 山本 順三

フル・カーイダ/ISL (ターイシユ) と関係を有する自然人

氏名 モハンマド・マスード・アズハル・アブ・アハド (MOHAMMED MASOOD AZHAR ALVI

(Arabic script: محمد مسعود اظهر علي) 別名 (a)マスード・アズハル (Masud Azhar) (b)ワリ・アダム・イサ (Wali Adam Isah) (c)ワ

リ・アダム・イサ (Wali Adam Esah)

称号 不明

生年月日 (a)1968年7月10日 (b)1968年6月10日

出生地 Bahawalpur, Punjab Province, Pakistan

国籍 パキスタン

旅券番号 不明

住所 不明

名簿に記載された年月日 2019年5月1日

名簿記載者公告番号 QI-294

その他参考となるべき事項 ジャヤシ・モハンマド (別名: モハンマド) (QE-15) の創始者。ハルカトウル・ムジャヒディン (QE-4) の以前の指導者。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: <https://www.interpol.int/en/notice/search/un/xxxx>

○ 総務省告示第三十九号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、令和元年七月一日から施行する。なお、平成三十年総務省告示第百八十五号(電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件)は、令和元年六月三十日限り廃止する。

令和元年五月二十四日

総務大臣 石田 真敏

周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価電力(注2)	備考
72.5MHzから72.6MHzまで	北海道総合通信局管内	令和3年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	令和3年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	令和3年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	令和3年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	令和3年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	令和3年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	北海道総合通信局管内	令和3年6月30日まで	10W以下	
73.5MHzから73.6MHzまで	東北総合通信局管内	令和3年6月30日まで	10W以下	